

# 生活困窮者相談支援事業



◎困ったときは、太子町社会福祉協議会へ

【相談無料・秘密厳守】

## 相談受付

困っていることを何でもご相談ください。お電話、来館、メール（24時間受付、返信は後日）でも結構です。

## 解決方法を検討

どうやって解決すればいいか、一緒に考え、関係機関と連絡調整します。

## 支援サポート

解決に向け、関係機関と連携し、支援をサポート、フォローアップを行います。

単に経済的な問題だけでなく、日常生活や社会生活を送るうえで多様な問題を抱えた人を対象とし、一次的な相談窓口として、就労にかかわる課題や、心身の不調、家計や家族の問題などについて、生活困窮者の課題を社会福祉士が幅広く受け止め、必要な情報の提供や訪問支援などを通して、生活困窮者の自立を支援していきます。

また、自らSOSを発することが難しい人を発見し、サービスなどにつなげていくため、地域の人や町、関係機関などと連携していきます。

## その他の生活困窮者支援メニュー

### 住居確保給付金

離職により住居を失った方、またはそのおそれがある方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、家賃相当額（原則3か月、最大9か月）を家主（賃貸人）等に支給します。

### 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

### 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれないなど、家計に問題を抱える方に対して、家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計に関する課題を「見える化」することで、早期の生活再生に向けた支援を行います。

### 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。（一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。）

上記各事業問合せ：ひょうご暮らしと仕事のよりそい支援センター 電話 079-224-2188

### 生活福祉資金貸付

生活福祉資金貸付の要件に該当する方に、プラン作成し生活再建に向けて支援を行います。

問合せ先：兵庫県社会福祉協議会 電話 078-242-7944

※法に基づくメニューのほかにもさまざまな社会資源を活用できるよう各種団体等と連絡調整支援を行います。

社会福祉法人 太子町社会福祉協議会 〒671-1553 揖保郡太子町老原 102-1

・電話：079-276-4111 ・FAX：079-276-4169 ・メールアドレス：taishi-sowel@beach.ocn.ne.jp

さまざまな関係機関と連携して支援を行います。

